

〔電鉄タクシー株式会社：みなみ号〕

1 協議の内容

坂下地区を運行するみなみ号については、みなみ号運営委員会から電鉄タクシー(株)へ運行を委託しているところである。

現在、移動円滑化基準適用除外認定を受けた車両を使用して運行しているが、当該車両の走行距離が約 37 万キロとなり老朽化が進み、故障が相次いでいる。このため、当該車両と同様に坂下地区を運行できる代替車両を用意し、新たに移動円滑化基準適用除外認定申請を行うこととする。

2 導入車両

車名	型式	年式	乗車定員	長さ (cm)	幅 (cm)	高さ (cm)
トヨタハイエース	CBA-TRH224W	H26	10 人	538	188	228

3 認定により適用を除外する移動円滑化基準の条項及び内容

	条項	内容	基準値等	申請値等
①	第 37 条第 2 項第 1 号	乗降口の幅	800mm 以上	117mm
②	第 37 条第 2 項第 2 号	乗降口のスロープ	有	無
③	第 39 条	車いすのスペース	有	無
④	第 40 条第 2 項	手すりの設置	有	無

4 使用の本拠の位置

茨城県日立市東町 1 丁目 8 番 1 8 号

5 認定を必要とする理由

- (1) 坂下地区の地形は、平坦だが運行経路の道路幅員は狭隘で、対向車とのすれ違いが困難な箇所が多く、更に道路の円弧半径の小さいカーブが点在しているため、車幅が 2.1m 以下でホイールベースの短い車両でなければ運行が困難である。
- (2) 車両に車椅子スペースを確保することにより、座席数（運転手を含め 10 席）を確保できなくなる。
- (3) 車椅子利用者においては、電鉄タクシー(株)が予約を受けて、同社所有のユニバーサルデザインタクシーにて対応する。

6 認定の条件

移動円滑化基準の適用を除外された自動車を運行させることについて、地域公共交通会議における合意が必要